

## 千葉県国土整備部 ICT 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）試行要領

### 1 目的

この要領は、千葉県国土整備部が発注する工事において、ICT 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）（以下「ICT 土工 1,000m<sup>3</sup> 未満」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。

### 2 実施方針

ICT 土工 1,000m<sup>3</sup> 未満は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。

なお、ICT 土工 1,000m<sup>3</sup> 未満の施工に伴い生じた経費については、発注機関が ICT 活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。

ICT 活用工事の対象工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT 活用工事として事後設定できるものとし、ICT 活用工事設定した後は、「施工者希望型」と同様の取り扱いとする。

### 3 対象工事

#### ① 対象工種

原則として土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満の河川土工、海岸土工又は道路土工を含む工事を対象とし、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事が ICT 活用工事の対象となることを記載する。

##### 1) 河川土工、海岸土工

- ・掘削工
- ・盛土工
- ・法面整形工

##### 2) 道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

#### ② 適用対象外

従来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

### 4 定義

ICT 土工 1,000m<sup>3</sup> 未満とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階において ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事とする。

#### ① 起工測量（選択）

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3 次元測量

データを取得するため、下記 1) ~ 8) から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K – G N S S を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

#### ② 3 次元設計データ作成

前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

#### ③ I C T 建設機械による施工

前記②で作成した 3 次元設計データを用い、下記 1) により施工を実施する。

但し、施工現場の環境条件により、I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。

##### 1) 3 次元 MG 建設機械

※MG : 「マシンガイダンス」の略称

#### ④ 3 次元出来形管理等の施工管理

前記③による工事の施工管理において、下記（1）に示す方法により、出来形管理を実施する。

##### （1）出来形管理

下記 1) ~ 13) から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。

- 1) モバイル端末を用いた出来形管理
- 2) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 5) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 6) R T K – G N S S を用いた出来形管理
- 7) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）
- 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工）
- 11) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- 12) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工編）（案）（土工）
- 13) その他の 3 次元計測技術を用いた出来形管理

#### ⑤ 3 次元データの納品

前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

## 5 簡易型ICT活用工事

ICT土工 1,000m<sup>3</sup> 未満のうち、4の①及び③については、受注者の希望により実施を選択し、4の②、④及び⑤を必須として実施した工事を「簡易型ICT活用工事」とする。

## 6 要領、基準類

ICT土工 1,000m<sup>3</sup> 未満の施工に伴い必要となる調査・測量・設計、施工、監督・検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。

受注者からの提案により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床堀）にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。

## 7 ICT活用工事実施の推進のための措置

### 7-1 総合評価方式における加点措置

- ・本要領に基づきICT施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。
- ・簡易型ICT活用工事では評価しない。
- ・ICT活用工事の工種（例：「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、ICT施工技術を活用する場合に評価の対象とする。

### 7-2 工事成績評定における措置

ICT活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「ICT活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「ICT活用工事加点」として起工測量（選択）から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事（出来形計測は断面計測）は1点の加点とする。出来形計測を面計測で実施し電子納品を行った工事は更に1点の加点とする。

簡易型ICT活用工事の場合は、1点の加点とする。

※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。

#### ・施工者希望型

一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づきICT活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかつたと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。

一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「ICT活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。

## 8 工事費の積算

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用施工を実施する場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、ICT 活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

また、ICT 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による 2 次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3 次元起工測量」及び「3 次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

発注者は、詳細設計において、ICT 活用施工に必要な 3 次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する 3 次元設計データに 3 次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3 次元起工測量」及び「貸与する 3 次元設計データと 3 次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。ICT 活用工事積算要領とは国土交通省が定めた ICT 活用工事積算要領を指す。

## 9 その他

この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。

### 附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

## 別表

《表. ICT 活用工事と適用工（その1）》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、②、⑤ ⑥、⑦	土工
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、③、④	土工
	TS 等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑦	土工
	R T K-G N S S を用いた起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、④、⑤ ⑥	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑤	土工
	音響測深機器を用いた起工測量	測量	－	○	○	⑩、⑪	河床等掘削
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	○	○	①、⑨、⑩ ⑫、⑯、⑰ ⑲、⑳	土工 河床等掘削 地盤改良工
	TS 等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工事編）	出来形計測	－	○	○	⑬、⑭	付帯構造物設置工
	TS 等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術（護岸工事編）	出来形計測	－	○	○	⑮、⑯	護岸工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	⑯	土工
	地上写真測量を用いた出来形管理	出来形計測	－	○	○	⑯、⑰、⑱	法面工 護岸工
ICT 建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	－	
3次元出来形管理等の施工管理	T S · G N S S による締固め管理技術	締固め回数管理	ICT 建設機械	○	○	⑲、⑳	土工

## 《表. ICT 活用工事と適用工種（その 2）》

【関連要領等一覧】	
①	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
②	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
③	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
④	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑤	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑥	TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑦	TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑧	RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑨	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑩	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編
⑪	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
⑫	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
⑬	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
⑭	TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
⑮	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
⑯	TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
⑰	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編
⑱	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
⑲	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
⑳	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）
㉑	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
㉒	3 次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
㉓	TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領
㉔	TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
㉕	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
㉖	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
㉗	公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
㉘	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
㉙	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 -：適用外

積算要領 ICT 活用工事（土工 1000m<sup>3</sup> 未満）積算要領（令和 4 年版）

国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)

(特記仕様書記載例) ※工事内容により記載する内容を選択する。

**第〇〇条 ICT 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）について**

1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。  
この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。
2. 次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 土工 1,000m<sup>3</sup> 未満」という略称を用いる。  
対象は、土工を含む工事とする。
  - ① 起工測量（選択）
  - ② 3 次元設計データ作成
  - ③ ICT 建設機械による施工
  - ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
  - ⑤ 3 次元データの納品
3. 受注者は、土工 1,000m<sup>3</sup> 以外にも、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）において ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。
4. ICT 活用工事のうち、上記 2 の①、③については、発注者へ協議の際に、受注者の希望により実施を選択し、②、④及び⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する工事を「簡易型 ICT 活用工事」とする。また、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. 上記 2. ①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。  
発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成された CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
6. 上記 2. ①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 受注者は、当該技術の施工にあたり活用効果等（アンケート）に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

**第〇〇条 ICT 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）における適用（用語の定義）について**

**1. 図面**

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

**第〇〇条 ICT 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）の費用について**

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工及び土工以外の工種に関するICT 活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）積算要領」及びICT 土工 1,000m<sup>3</sup> 未満以外の積算要領により計上することとする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。